定型約款の一部改正について

令和7年12月1日付で定型約款を一部改正いたします。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

改正する定型約款

・ファームバンキング/ホームバンキング利用規定

以上

ファームバンキング/ホームバンキング利用規定新旧対照表

新 旧 ファームバンキング/ホームバンキング利用規定 ファームバンキング/ホームバンキング利用規定 1 ファームバンキング/ホームバンキング 1 ファームバンキング/ホームバンキング ファームバンキング/ホームバンキング(以下、「本サービス」といいます。)は、 ファームバンキング/ホームバンキング(以下、「本サービス」といいます。)は、 パソコン(削除)など当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、 パソコンやファクシミリなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者 (以下、「契約者」といいます。) からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の 「契約者」といいます。)からの依頼に基づき、契約者の口座(削除)残高等の情報 を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当会所定のサービス 情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振 を本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、 替手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを本規定により行うものです。ま た、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したう 本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、 えで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本 かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してく 邦居住の方のみとします。 ださい。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してくだ さい。 2~5 (省略) 2~5 (省略) (削除) 6 通知サービス 通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当会あて利用申込書により届け出たサ ービス利用口座に対する振込、取立て、自動引落および入出金明細をサービス利用者 の端末に自動通知するサービスをいいます。 6 照会サービス 7 照会サービス (省略) (省略) 8 振込・振替サービス 7 振込・振替サービス (省略) (省略) 9 取引内容の記録等 8 取引内容の記録等 (省略) (省略)

新

9 サービス利用手数料等

(省略)

(2) 本サービスによる振込に当たっては、「7 振込・振替サービス」における振込手 数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落と します。

(省略)

10 暗証番号、セキュリティ等

(省略)

11 解約等

(省略)

12 移管

(省略)

13 免責事項

(省略)

(3)当会が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、 ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用 その他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効な ものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責任を負いませ λ_{\circ}

ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によ るものである場合、個人の契約者は後記「14 本サービスの不正使用による振込 等」による補てんの請求をすることができます。

(省略)

14 本サービスの不正使用による振込等

(省略)

15 届出事項の変更等

(省略)

16 サービスの休止

(省略)

17 サービスの廃止

(省略)

18 本規定の変更

(1)当会は、「17 サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利 ↓(1)当会は、「18 サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利

10 サービス利用手数料等

(省略)

(2)本サービスによる振込に当たっては、「8 振込・振替サービス」における振込手数 料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落としま

旧

(省略)

11 暗証番号、セキュリティ等

(省略)

12 解約等

(省略)

13 移管

(省略)

14 免責事項

(省略)

(3)当会が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、 ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用そ の他の事故があっても、当会は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なもの として取り扱い、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等による ものである場合、個人の契約者は後記「15 本サービスの不正使用による振込等」 による補てんの請求をすることができます。

(省略)

15 本サービスの不正使用による振込等

(省略)

16 届出事項の変更等

(省略)

17 サービスの休止

(省略)

18 サービスの廃止

(省略)

19 本規定の変更

新

用方法(当会の所定事項を含みます。)を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(省略)

19 リスクの承諾

(省略)

20 関係規定の適用・準用

(省略)

21 契約期間

(省略)

22 譲渡、質入れ等の禁止

(省略)

23 準拠法・合意管轄

(省略)

(2025年12月1日現在)

IΒ

用方法(当会の所定事項を含みます。)を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (省略)

20 リスクの承諾

(省略)

21 関係規定の適用・準用

(省略)

22 契約期間

(省略)

23 譲渡、質入れ等の禁止

(省略)

24 準拠法・合意管轄

(省略)

(2025年10月1日現在)

(実施日)

この規定は令和7年12月1日から実施する。